

◇名誉センター員

情報生産システム研究センターにおいて、情報生産システム研究センターの事業および研究を進めていく上で必要と認められる場合、学外の研究者を嘱任することができる。

1. 嘱任資格
定年退職した研究センターの兼任センター員
2. 申請者
兼任センター員が申請資格を有する。
3. 任期
1年以内とし、その期間はその都度定める。ただし、再任を妨げない。
4. 申請受付期間
年間を通じ随時受け付ける。
5. 申請手続IPS研究センター「名誉センター員・招聘研究員」嘱任申請書および所定の履歴書・業績書を情報生産システム研究センター事務所に提出する。
6. 嘱任および解任
情報生産システム研究センター管理委員会で承認し、情報生産システム研究科運営委員会の議を経て、大学が行う。

改正 2011 年 10 月 24 日